

平成 29 年 2 月 9 日

【照会先】

医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

課長補佐 江野 英夫（内線 2763）

係長 山下 雄大（内線 2766）

（直通電話）03-3595-2436

医薬・生活衛生局安全対策課安全使用推進室

室長 上野 清美（内線 2755）

専門官 徳永 典昭（内線 2758）

（直通電話）03-3595-2435

報道関係者 各位

医療機器自主回収(改修)のお知らせ(クラスI)

（一般的名称：半自動除細動器）

（販売名：半自動除細動器 TEC-2500 シリーズ カルジオライフ S）

本日、東京都より、別添のとおり、日本光電工業株式会社が下記の医療機器の自主回収に着手した旨の情報提供がなされましたので、お知らせいたします。

記

一般的名称：半自動除細動器

販売名：半自動除細動器 TEC-2500 シリーズ カルジオライフ S

製品名：(1)TEC-2503 （製造番号：00049、00050）

(2)TEC-2513 （製造番号：00423、01968～02330、02332～02412、
02414～02538、02542～02548）

医療機器自主回収（改修）のお知らせ

半自動除細動器

都内の医療機器製造販売業者から半自動除細動器を自主回収（改修）する旨、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく報告がありましたのでお知らせします。

1 概要

日本光電工業株式会社（新宿区）は、同社が製造した半自動除細動器「半自動除細動器 TEC-2500 シリーズ カルジオライフ S」について、使用できない事例があったとの情報を入手しました。

同社の調査の結果、平成26年に実施した自主回収（改修）の際に、電源を供給するケーブルのコネクタの固定が不十分であったことが原因であることが判明しました。

同社は、上記事象の発生を鑑み、当該製品を自主回収（改修）することを決定し、平成29年2月8日、東京都に対し、医薬品医療機器等法の規定に基づいて報告を行いました。

2 自主回収品等

(1) 医療機器の販売名等

ア 販 売 名	半自動除細動器 TEC-2500 シリーズ カルジオライフ S
イ 一 般 的 名 称	半自動除細動器
ウ 回 収（改修）対象数量	579台
エ 出 荷 時 期	平成21年9月18日から平成26年8月21日まで
オ 用 途 等	本装置は、心室細動時に心臓に大電流を短時間通電させることにより、心室細動または心室性頻拍を除去する医療従事者専用の除細動器である。

(2) 納入施設数 323施設（消防機関等）

(3) 回収分類 クラスⅠ

3 製造販売業者の名称及び所在地

名 称	日本光電工業株式会社 (代表取締役社長兼COO 荻野 博一)
所 在 地	東京都新宿区西落合1-31-4

4 上記製造販売業者の対応窓口

名 称	日本光電工業株式会社
所 在 地	東京都新宿区西落合1-31-4
担当者所属	経営戦略部
担当者氏名	広瀬 文男、瀬尾 卓史
電 話 番 号	03-5996-8000（代表）
FAX 番 号	03-5996-8085

※ 同製品は、当課で保管しております。

〔問合せ先〕 福祉保健局健康安全部薬務課 電話 03-5320-4514
--

【参考】

1 回収報告の法的根拠

医薬品医療機器等法第68条の11

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、外国特例承認取得者又は第80条第1項から第3項までに規定する輸出用の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造業者は、その製造販売をし、製造をし、又は承認を受けた医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を回収するとき（第70条第1項の規定による命令を受けて回収するときを除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、回収に着手した旨及び回収の状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第2号の規定により、報告先は都道府県知事に委任されている。）

2 回収の定義

- (1) 回収：製造販売業者等が製造販売をし、製造をし、又は承認を受けた医薬品等を引き取ること。
 - (2) 改修：医療機器を物理的に他の場所に移動することなく、修理、改良、調整、廃棄又は監視を行うこと。
 - (3) 患者モニタリング：医療機器又は再生医療等製品を患者から摘出することなく、当該医療機器又は再生医療等製品を使用している患者の経過を観察すること。
- ※ 医薬品医療機器等法上、上記の回収・改修・患者モニタリングを総称して「回収」と定義している。

3 回収クラス分類について

回収に当たっては、回収される製品によりもたらされる健康への危険性の程度により、以下のとおり3つに分類される。

クラスⅠ：その製品の使用等が、重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る状況をいう。

クラスⅡ：その製品の使用等が、一時的な若しくは医学的に治癒可能な健康被害の原因となる可能性がある状況又はその製品の使用等による重篤な健康被害のおそれはまず考えられない状況をいう。

クラスⅢ：その製品の使用等が、健康被害の原因となるとはまず考えられない状況をいう。

※ 平成26年11月21日薬食発1121第10号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬品・医療機器等の回収について」からの抜粋